

調査レポート

2009
7

No.156

- 道内経済の動き
- 電子記録債権をご存知ですか
- 「地域雇用創出を具現化する戦略的プログラム」の考察
ー地域ブランドを軸とする地域活性化のスキーム（手順）



北洋銀行

www.hokuyobank.co.jp

● 目 次 ●

道内経済の動き.....	1
経営のアドバイス：電子記録債権をご存知ですか.....	4
寄稿：「地域雇用創出を具現化する戦略的プログラム」の考察 —地域ブランドを軸とする地域活性化のスキーム(手順)	10
主要経済指標.....	21

道内経済の動き

最近の道内景気は、厳しい状況となっている。

需要面をみると、公共投資は、補正予算の効果から持ち直しの動きが見られる。個人消費は、雇用・所得環境の悪化や消費者マインドの冷え込みから弱まっている。設備投資は、製造業を中心として抑制傾向にある。住宅投資は、需要の弱さなどから大きく減少している。

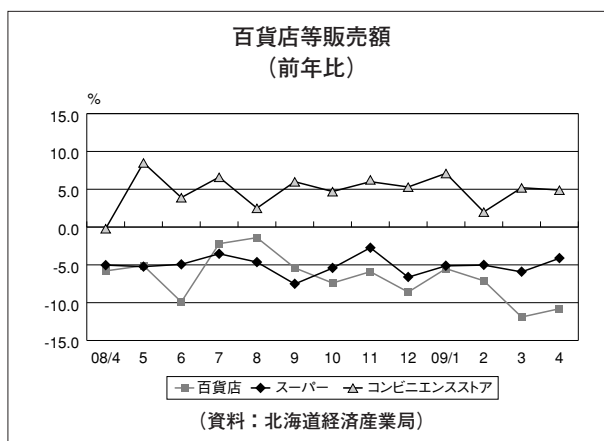
生産活動は需要の減少から大幅に低下している。また、雇用情勢は有効求人倍率が低下するなど厳しい状況となっている。企業倒産は、負債総額は増加したが、件数は減少した。

①個人消費～厳しい状況

4月の大型小売店販売額（既存店ベース、前年比▲6.1%）は、百貨店、スーパーともに前年を下回った。

百貨店（前年比▲10.8%）は、衣料品や身の回り品などが低調で、22ヶ月連続で前年を下回った。スーパー（同▲4.1%）は、飲食料品は堅調だったが衣料品などが減少し、22ヶ月連続で前年を下回った。

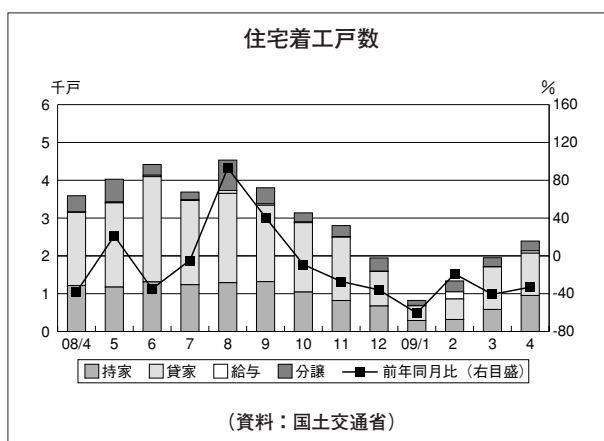
コンビニエンスストア（前年比+4.9%）は、12ヶ月連続で前年を上回った。



②住宅投資～需要の弱さから大幅減

4月の新設住宅着工戸数は、2,392戸（前年比▲33.4%）と、7ヶ月連続で前年を下回った。利用関係別では、持家（前年比▲21.6%）、貸家（同▲42.2%）、分譲（同▲40.2%）全てが前年を下回った。

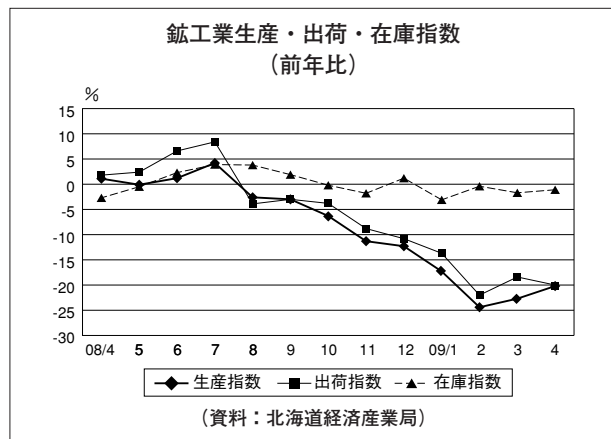
1～4月の着工戸数累計では、6,502戸（前年同期比▲39.0%）となり、前年を大きく下回った。持ち家（前年同期比▲22.5%）、貸家（同▲38.3%）、分譲（同▲66.1%）が前年を下回った。



③鉱工業生産～生産は大幅に低下

4月の鉱工業指数は、前年に比べ生産では、鉄鋼業や電気機械工業などが大幅に低下した。

前月比では+4.5%と9ヶ月振りに上昇したが、前年比では▲20.2%と9ヶ月連続で低下した。

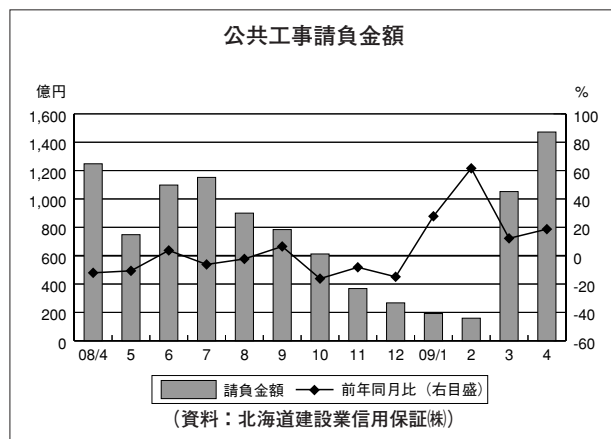


④公共投資～前年を上回っている

4月の公共工事請負金額は、1,472億円（前年比+18.0%）と4ヶ月連続で前年を上回った。

発注者別では、国（前年比+18.1%）、道（同+45.5%）、市町村（同+2.7%）が増加した。

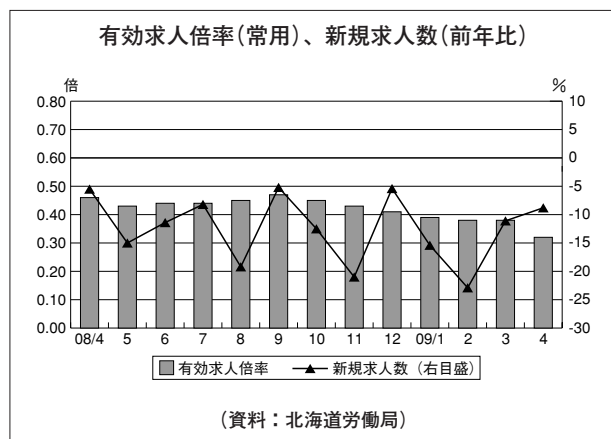
1～4月の累計では請負金額2,875億円（前年同期比+18.1%）と前年を上回っている。



⑤雇用情勢～厳しい動き

4月の有効求人倍率（パートを含む常用）は0.32倍となり、前月比では0.06ポイントの低下、前年比では0.14ポイントの低下となった。

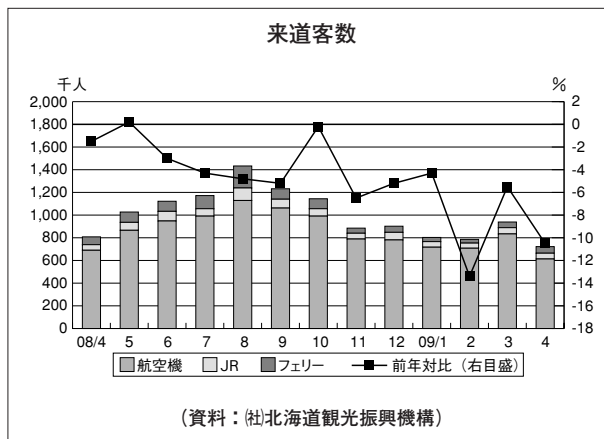
新規求人数は、前年比▲8.8%と14ヶ月連続で前年を下回った。業種別では医療、福祉（前年比+4.0%）は増加したが、卸売・小売業（同▲15.9%）、宿泊業・飲食・サービス業（同▲26.1%）、製造業（同▲25.4%）などが減少した。



⑥来道客数～11ヶ月連続で前年を下回る

4月の来道客数は、723千人（前年比▲10.5%）と11ヶ月連続で前年を下回った。

1月～4月の累計来道客数は、国内観光需要の落込みや円高による外国人客数の減少もあり、3,251千人（前年同期比▲8.3%）と前年を下回った。

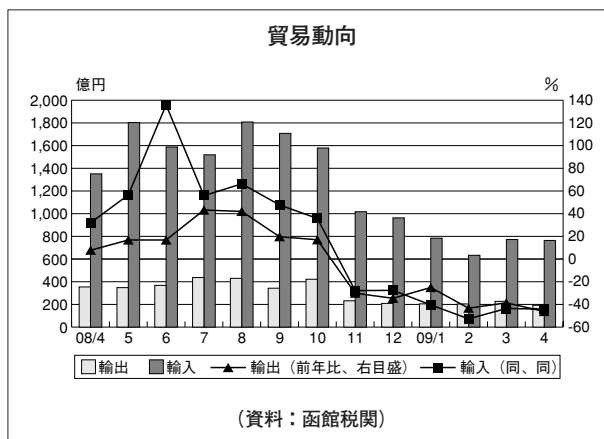


⑦貿易動向～輸出・輸入ともに減少

4月の道内貿易額は、輸出が前年比45.5%減の193億円、輸入が同43.4%減の764億円となった。

輸出は、鉄鋼や自動車の部分品などの減少から6ヶ月連続で前年を下回った。

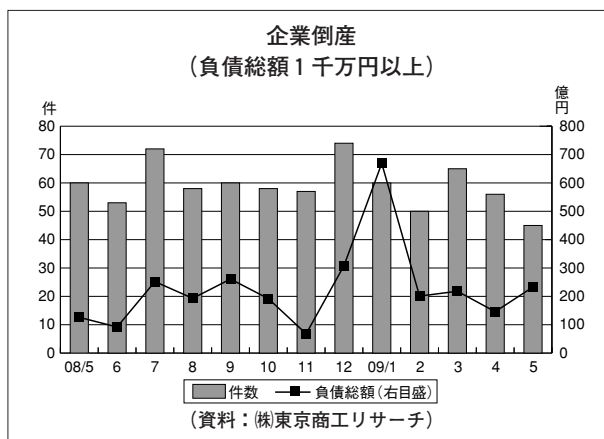
輸入は、原油・粗油などが大きく減少し、6ヶ月連続で前年を下回った。



⑧倒産動向～件数は2ヶ月連続で前年を下回る

5月の企業倒産は、件数は45件（前年比▲25.0%）と前年を下回ったが、負債総額は233億円（同+84.8%）と前年を上回った。

業種別では、公共工事削減や住宅需要が落ち込んでいる建設業が18件と最も多く、続いてサービス業・他（9件）、製造業（6件）、卸売業（4件）となった。



電子記録債権をご存知ですか

金融財政事情研究会研修センター主任講師
(元北洋銀行融資第二部指導役)

高橋 俊樹

電子記録債権という新しい資金調達手段が開発され、金融庁と法務省がホームページでその内容を紹介していますが (<http://www.fsa.go.jp> 及び <http://www.moj.go.jp>)、皆様ご存知ですか。それは、手形や一般の指名債権の持つ不便・不都合を解消し、かつ、事業者の資金繰りに活用が期待できる新しいタイプの金銭債権の制度の創設であり、その制度の下、個別多数の金銭債権の内容(情報)を電子データで一括集中管理することによって、売掛金のような一般の金銭債権を早期かつ簡便に資金化する金融手段の提供が可能となり、さらには、手形取引のデメリットを解消するための手形に代わる資金流通手段の創出が図られるというものです。したがって、電子記録債権制度の活用が本格化すれば、事業者の資金繰り面の改善に大きく寄与することが期待されます。

本制度の法的な裏付けは、平成19年6月制定の電子記録債権法(法律102号)であり、同法が平成20年12月1日に施行されたことで、制度の活用に向けたインフラ面の整備が本格化してきました。今回は本制度の概要についてお話したいと思います。

◆電子記録債権制度創設の経緯

金銭債権を用いた事業資金の調達方法としては、商取引により振り出された手形あるいは取引当事者間における売掛債権等の譲渡や質入があります。しかし、売掛債権等の譲渡や質入については、債権の存在を確認するための手間やコストがかかり、かつ二重譲渡や債務者から人的抗弁を受けるリスクがある等の問題があり、手形についても盗難、紛失等のリスクがあることや、手形の作成、保管、運搬のためのコストがかかる等の欠点が指摘されていたところです。

近時、事業者の資金調達手段として売掛債権等を活用することの有用性が強く認識されるにつれて、これらの問題点の克服が要請されるようになり、一方で、経済社会のIT化が進展するとともに電子的な手段を用いた商取引や金融取引が発達し、これに対応して金銭債権の電子的な手段による譲渡方法開発へのニーズが高まってきました。そして平成15年7月のe-Japan戦略Ⅱ以降のIT戦略本部において、電子的手段による債権譲渡の推進施策を検討することが決定され、これを受けて法務省、金融庁、経済産業省によって電子記録債権制度(当時は電子債権制度と称されていました)の整備に向けた検討が進められました。平成17年に至り、これら3省庁によって「電子債権に関する基本的考え方」が取りまとめられ、電子債権制度の創設にあたっての基本的視点や電子債権法制の骨組みが明らかにされました。このような状況を背景に、平成18年2月、法務大臣による法制審議会電子債権法部会に対する電子債権法制の整備にかかる諮問が行われ、同部会は平成19年2月、「電子登録債権法制の私法的側面に関する要綱」を採択し、法務大臣へ答申しました。一方、金融庁においても、平成18年12月「電子登録債権(仮称)の制定に向けて—電子登録債権の管理機関のあり方を中心として—」が取りまとめられ、この2省庁による電子記録債権法案の立案、国会提出並びに議決を経て、平成19年6月に電子記録債権法が成立、法律

102号として公布されました。以上が平成20年12月に同法が施行されるまでの簡単な経緯です。

このように電子記録債権制度は、売掛債権等の指名債権や手形債権とは異なる新たな形の金銭債権を創設し、前記のような指名債権や手形の問題点を解消して、事業者特に中小企業の資金調達の円滑化等を図ろうとするものであり、電子的な記録により債権の権利内容を明確にして、取引の安全性、流動性の確保と利用者保護の要請に応えることを、その目的にしています。

◆電子記録債権制度の仕組み

電子記録債権とは、その発生又は譲渡について電子記録債権法（以下単に「法」といいます）の規定による電子記録を要件とする債権のことであり（法2条1項）、発生記録によって発生する通常の電子記録債権（法15条）のほかに、保証記録により発生する電子記録保証債務履行請求権（法31条）と、電子記録保証人が弁済その他自己の財産によって主債務として記録された債務を消滅させる行為（出捐）をして支払等記録を受けることにより発生する特別求償権（法35条）があります。

電子記録債権制度の基本的な仕組みは、債権者と債務者の双方が、電子記録を業として行う者として主務大臣の指定を受けた会社である「電子債権記録機関」(後述)に、債権の発生、譲渡、支払（消滅）の情報を登録（電子記録）することで成り立っています。電子記録は電子記録債権の効力発生要件であり（法15条）、それにより債権の可視性を高め、債権の内容を明示することで取引の安全性の確保を図ることを企図しています。

ここで、売掛債権等通常の電子記録債権についての具体的な取引イメージを述べてみましょう。まず、債権発生の当事者である電子記録権利者（通常は債権者）と電子記録義務者（通常は債務者）の双方が、電子債権記録機関に「発生記録」の請求を行います（法5条1項）。電子債権記録機関が調整する電磁的な帳簿（記録媒体）である「記録原簿」に当該発生記録が行われることによって、電子記録債権は発生します。当事者の双方が同時に記録の請求をしない場合は、当事者すべてが電子記録の請求をしたときに請求の効力が生じます。請求に際しては、請求者の氏名または名称及び住所や債務者が一定金額（確定した金額であることを要します）を支払う旨、支払期日等、法令の定める事項を、必要情報として電子債権記録機関に提供しなければなりません。

電子記録義務者である債務者が対象債権の支払をしたときは、当該電子記録債権の「支払等記録」の請求を、単独で電子債権記録機関に行うことができます（法25条1項）。記録原簿に支払等請求の記録があれば当該電子記録債権は消滅します。ただし、金融機関を利用して債務者口座から債権者口座に送金や払込みが行われた場合は、当該債務者からの支払等記録の請求がなくとも、あらかじめ電子債権記録機関、債務者、金融機関の間でなされた合意（口座間送金決済契約）に基づき金融機関から決済情報の通知を受けたときには、電子債権記録機関は遅滞なく職権で支払等記録を行う必要があります（電子債権記録機関による同期的管理）。（法62条、63条）

また電子記録債権が譲渡された場合は、譲渡人（電子記録義務者）と譲受人（電子記録権利者）の双方が、電子債権記録機関に「譲渡記録」の請求をし、記録機関がそれを記録原簿に譲渡

記録すれば、当該電子記録債権の譲渡は有効になります（法17条）。この他、支払期日の延期など権利の内容等を変更する場合には「変更記録」が行われます（法26条）。

電子記録保証債務履行請求債権は、その原因債権である電子記録保証に係る電子記録債権に「保証記録」がなされることによって発生します（法31条）。ここで電子記録保証とは、電子記録債権に係る債務を主債務とする保証であって保証記録されたものをいいます。電子記録保証は手形保証と同様の独立性を有し、主債務者として記録された者が当該主債務を負担しない場合であっても電子記録保証人は電子記録保証債務を負担するものとされ、手形が手形保証人や裏書人の信用によって流通されるのと同様に、電子記録債権の譲渡人や第三者が電子記録保証をすることによって、これらの者の信用で電子記録債権の流通を図るような制度設計がなされています。ただし、保証記録は主債務に係る電子記録債権についての債権記録に付随してなされ、独立した債権記録が作成されることはありません。また保証記録には少なくとも、保証をする旨、保証人の氏名または名称及び住所、主債務者の氏名または名称及び住所その他主債務を特定するために必要な事項が記録されていなければなりません。

特別求償権の場合は、電子記録保証人が出捐したことにより主債務に係る支払等記録がなされたときに電子記録債権を取得します（法35条）。この際も、当該特別求償権を対象とする分割記録（後述）がされない限り、特別求償権独自の債権記録が作成されることはありません。特別求償権は手形における裏書人の遡求義務に相当するものとして活用できるよう設計され、電子記録保証人が弁済等をした場合の求償権は手形裏書人の再遡求権と類似の内容のものとなっています。

◆取引の安全確保の措置

既に述べたように、電子記録債権は金銭債権を活用した新しい資金調達手段として開発されたものなので、取引の安全を確保するための措置がいくつか施されています。

①電子記録を効力要件としていること

電子記録債権の発生や譲渡については電子記録が効力要件とされており、かつ、債権の内容は電子記録により定まります（法9条1項）。また、法8条は電子記録の順序について規定しており、それによれば、電子債権記録機関は同一の電子記録債権につき複数の電子記録請求があった場合は、請求の順序に従って電子記録をしなければならず（同条1項）、これらの請求が同時になされて、かつ、相互に矛盾するときは、いずれの電子記録もしてはならないとされています（同条2項）。したがってたとえば、AからBへの電子債権譲渡記録請求がなされた後に、AからCへの同一債権の譲渡記録請求があった場合は、電子債権記録機関はAからBへの譲渡記録を行い、Cへの譲渡記録請求を不適切なものとして拒まなければならず、これらの請求が同時になされたときは、いずれの譲渡記録請求も拒まなければなりません。このように電子記録により債権の可視性が高まり、また、債権記録に債権者又は質権者として記録されている者は当該電子記録債権に係る権利者であると推定されるので（法9条2項）、債権の内容及び帰属が明らかとな

り、二重譲渡等が防止できることとなります。

②発生原因である債権とは別個の債権であること

電子記録債権は、多くの場合、売掛債権や貸金債権等の指名債権の支払のため、または支払に代えて発生することになりますが、この場合、売掛債権等発生原因である債権と電子記録債権は別個の独立した債権であり、電子記録債権は原因債権の存否や瑕疵の有無に関係なく当事者双方の請求に基づき発生記録がなされることで有効に成立します。この点は手形債権が原因債権から独立して存在する債権であることと同様です。

③心理留保や錯誤による意思表示無効の場合等の取引相手の保護規定があること

表意者が真意に反した意思表示をし（心理留保：民法93条）、相手方がその真意を知っていた場合、あるいは錯誤による意思表示があった場合（民法95条）、当該意思表示に基づく取引は無効となりますが、この場合の取引の相手方や、詐欺又は強迫により意思表示が取り消された場合の取引相手について、民法ではその後の保護規定が設けられていません。電子記録債権法は、この点につき当該取引相手が善意・無過失であればこれを保護することとしています。

④電子債権記録機関の不適切な電子記録による損害賠償責任

電子債権記録機関が不実の電子記録をしたり、無権代理人等の請求に基づく電子記録をしたことによって損害が生じた場合には、電子債権記録機関の代表者及び使用人その他の従業者が無過失であったことを当該記録機関が証明しない限り、電子債権記録機関は損害賠償責任を負うこととなります。なお、無権代理人が電子記録請求をした場合には、相手方に重過失がない限り、無権代理人の免責は認められません。（法12条～14条）

⑤譲渡についての善意取得と人的抗弁切断

電子記録債権が譲渡された場合、電子記録債権譲受人として記録された者は当然に当該電子記録債権を取得できます。ただし、その者に悪意又は重過失があった場合はこの限りではありません（法19条1項）。また、電子記録債務者（主債務者、保証人）は、当該電子記録債権の債権者（譲受人）に対しては、当該債権の譲渡者（原債権者）に対する人的関係に基づく抗弁を以って対抗することはできません。ただし、譲受人が悪意の場合はこの限りではありません（法20条1項）。

⑥電子記録上の権利者への支払の保護（支払免責）

債務者が電子記録上の債権者又は質権者として記録されている者に支払をした場合、たとえその者が無権利者であったとしても、そこに悪意あるいは重過失がない限り、その支払は有効なものと認められます。この点は手形取引における手形所持人への支払の場合と同様です。（法21条）

なお以上の措置のうち、③及び⑤については、個人事業者ではない消費者が電子記録債権の当事者とされることによって、割賦販売法に基づいた抗弁の接続を受ける等の利益が害される事態を防止するための消費者保護措置が併せて講じられています。

◆電子債権記録機関

電子債権記録機関は電子債権記録を業とする株式会社であり、電子債権の内容を適切に電子記録し、またその記録によって電子記録名義人に権利推定効が働くことになるので、本制度の中核を占めるインフラといえます。ゆえに電子債権記録機関は、電子債権記録業及びそれに付帯する業務以外の業務を行うことはできず、專業義務が課せられています。具体的な業務内容は、記録原簿を備え電子記録債権ごとに債権記録を作成すること、当事者の請求を受けて遅滞なく適正な電子記録を行うこと、所定の契約に基づく支払についての支払等記録をすること、記録事項や電子記録の請求に際し提供された情報を利用者に開示することなどです。

その重要性から、電子債権記録機関は主務大臣の指定を受けることを要します。ただし、記録機関はひとつに限定されるものではなく、多様な主体が算入することで様々な用途に電子記録債権を活用することが可能な仕組みとなっています。現在、全国銀行協会が中心となって電子債権記録機関の設立が図られていますが、その基本的スキームは手形制度の代替となる機能の保持（手形的利用）に置かれ、利用者が取引金融機関を通じて容易に記録機関にアクセスできるような仕組みを構築するよう検討がなされています。また、三菱東京UFJ銀行も記録機関（日本電子債権機構）の設立準備中であり、併せて記録機関と利用者をつなぐ請求代行者（同銀行本支店）を置いて、本制度への円滑なアクセスを図れるよう計画されています。このほか、三井住友銀行やみずほ銀行も記録機関設立の動きをみせています。

◆質権の制度と分割記録

電子記録債権は金銭債権を活用した資金調達等を容易にすることを大きな目的としており、そのための制度が用意されています。

その一つは質権の制度です。電子記録債権を目的とする質権の設定は「質権設定記録」をすることによって効力を生じますが（法36条1項）、この場合民法の権利質の規定は適用されません。質権者として記録された者は悪意または重過失がない限り当然に質権者となり、電子記録債務者は質権を設定した者に対する人的関係に基づく抗弁を以って質権者に対抗することはできません。また、本制度では根質権の設定も可能です。

このほか電子記録債権法では、電子記録債権の「分割記録」を認めています（法43条以下）。これは特定の電子記録債権の一部分を譲渡して資金調達に活用できるよう制度設計されたもので、分割する電子記録債権が記録されている原債権記録及び分割される債権部分について新たに作成される分割債権記録に、同時に分割記録が行われます。分割記録の請求は、分割債権記録に債権者として記録されている者だけで行うことができます。この制度を利用すれば、地方公共団体等を債務者とする電子記録債権を地元の発注企業に保有させ、その発注企業が自己の債務支払のために当該電子記録債権を分割譲渡していくことで、その地域に新たに信用創造機能を出現させることも可能となります。

電子記録債権の債権記録には、確定した支払金額、支払期日、債権者・債務者の氏名または名称及び住所などの必要的記録事項のほか、支払方法、利息・損害金の定め、期限の利益喪失条

項、相殺や弁済充当指定の定め、債権者・債務者が個人事業者である旨（この記録がない個人との取引においては本法の取引安全保護にかかる規定が適用されず、消費者保護の諸規定が優先します）など任意的な記録が可能であり、シンジケート・ローンのような複雑な内容の流動化への活用にも対応できるようになっています。

◆本制度の活用

電子記録債権制度が実際に稼動し始める時期は、全国銀行協会のスキームは制度インフラ等の整備が完了する平成24年上期の予定ですが三菱東京UFJ銀行や三井住友銀行などの電子債権記録機関は平成21年度中のスタートが計画されており、企業等の有する売掛債権等を利用した資金調達手段に有用な選択肢が加わることは間違いないところです。

手形取引は、最近その取引額が減少傾向にあります。その原因としては、手形振出・交付や保管コストがかかること、紛失・盗難のリスクがあること、発行済手形の分割ができないこと、印紙税負担の発生といったデメリットの存在が考えられます。電子記録債権は、手形の簡便な代替手段として利用が期待できます。手形の振出に代えて電子記録債権を発生させ、これを電子債権記録機関に記録します。記録済の電子債権は債権者から支払等のため第三者に譲渡が可能です。これは手形の裏書譲渡に相当します。この過程で適宜の分割譲渡もできます。また、手形の割引に代えて金融機関に電子記録債権の譲渡を行い、これを資金化することもできます。金融機関は全国銀行協会が設立した電子債権記録機関やその他の記録機関に参加していますので、金融機関の取引顧客は、原則として金融機関を通じて本制度を利用することになると考えられます。

金融機関が提供している当座貸越を利用した売掛債権の一括資金化システムにも、本制度の活用される余地があります。現在は、売掛債権の債権者が取引主体となって金融機関に売掛債権を譲渡し、金融機関が個々の債権ごとに債務者から支払を受ける方式が基本パターンですが、そこには売掛債権の二重譲渡リスクや対抗要件具備コストが発生します。本制度はそのデメリットを解消する手段となり、一括資金化システムから売掛債権等を担保として活用した資金化システムへと発展することが期待されます。

また、前掲の銀行系電子債権記録機関においては、各行の取引先支払企業とその納入企業を主たる利用者とするスキームが想定されています。

電子記録債権は、手形や既存の指名債権と異なる種類の債権として創設されるものであり、したがって手形や指名債権については何の変更も加えられることはありません。したがって、電子記録債権の利用は当事者の自由意思に任され、手形や既存の指名債権もこれまでどおり自由に利用できます。

「地域雇用創出を具現化する戦略的プログラム」の考察 —地域ブランドを軸とする地域活性化のスキーム(手順)

札幌学院大学大学院 地域社会マネジメント研究科
研究科長・教授 太田 清澄

1 地域の現状と地域活性化へのアプローチ

地域を取り巻く環境には大変に厳しいものがありますが、この状況を起因させる根幹的要因の一つには「地域間格差の進行」があると思います。

「地域間格差の2極化は50万人の都市規模を境に一層進行する」とする分析結果もあります。さらに近年においては「限界集落」という言葉さえ生まれています様に、地域間格差は加速度的に進行していく恐れが現実のものとなっています。

ここでは地域間格差の進行実態に係わるデータの提示は省略させていただきますが、総務省のホームページなどでこれを示唆する数値的データを是非とも確認しておいて戴きたいと思います。

この地域間格差の進行を押える為に、地域を活性化させていく為の諸方策は国レベルにおいても継続的に打ち出され続けています。その一つとして、昨年度から内閣府は「地方の元気再生事業」という政策的事業を実施しています。初年度に選定された120件を読み込んでみると、そこからは「地域資源の再発見と活用」＝「内発的発展」というキーワードが読み取れます。

紙面の都合もありますので、ここでは道内の事例を紹介させていただき事に留めたいと思いますが、機会を見て是非とも全貌を照査してみてください。

表—1 平成20年度「地方の元気再生事業」(北海道分)

市町村	提案団体名	調査名
札幌市・大通地区	大通地区まちづくり協議会	大通地区のエリアマネジメント推進
伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町	NPO法人 環境防災総合政策研究機構	洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想における官民協働型運営に向けた人材育成事業
網走市(地区：南、八坂、稲富、二見ヶ岡、ほか農村部)、置戸町、斜里町	あばしり元気再生エミュープロジェクト推進協議会	『笑友(エミュー)』で再生!あばしり元気プロジェクト～地域内循環型ビジネスの実証研究～
室蘭市	国立大学法人室蘭工業大学	船が生まれ変わるまち室蘭プロジェクト
新得町、鹿追町、清水町、上士幌町、士幌町、芽室町、音更町、帯広市	特定非営利活動法人 コミュニティシンクタンクあうるず	とかちロングトレイルによる農業・商業・工業の活性化
恵庭市	恵庭市	「恵庭型プレイセンター」社会実験プロジェクト
幌延町・天塩町・遠別町	てんぱく活性化協議会	「てんぱくツーリズム・ブランドの確立」にむけた基礎調査と社会実験
士別市	サフォークランド士別プロジェクト	士別羊のブランド化への挑戦～士別羊を松阪牛や神戸牛を上回るブランド肉に～
稚内市、豊富町、猿払村、利尻町、利尻富士町、礼文町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、函館市、北斗市	有限責任中間法人 シーニックバイウエイ支援センター	外国人ドライブ観光の総合支援プロジェクト

(出所：内閣官房地域活性化統合事務局HP)

翻って本稿の骨子は、この喫緊の課題として強く求められ続けている「地域の活性化」について、「それは誰がどの様にして具体化していくのか」、このことについて関係する多くの方に考えていただくための参考に資する材料提供だと捉えています。地域活性化のプランづくりにおいては絶対的にこれが正解だと言うもの、いってみればこれで必ず地域が活性化できるのだというのはそう簡単には導き出されては来ないのだと思います。しかし、当然手を拱いている訳にはいきません。また立ち尽くし続けている猶予も無いはずです。

一方において私自身の反省を踏まえれば、これまでの多くの地域の活性化計画づくりはこうあるべきであると言う概論的ベースだけのものではしかなかったようにも思われます。相応・相当のリスクを覚悟して、「それは誰がどのようにするか」という決め込みまで明確にしていかなければ決して有効な地域活性化プランは創出できないのだと再認識しています。これらの事を考えていく上で何かしらの参考に資することができる内容をレポートしていければと思っています。先ほど「相応・相当のリスクを覚悟して、それは誰がどのようにするかという決め込みまで…」と言及させていただきましたが、それは「とりもなおさず、地域活性化の主導権はそれぞれの地域企業が担っていく必要がある」と結論付けられると思っています。これは私の経験則から生れた評価軸に依るものです。

本稿はこの前提「地域活性化に資する地域企業の責務」に立った戦略的プログラムの在り方をお示しするものです。是非ご一読いただき、オリジナル性に富む「地域活性化プラン」創りの中核となっていきたいと思っています。そして一歩一歩であっても確実に地域の活性化を具現化していただける事を強く望んでおります。

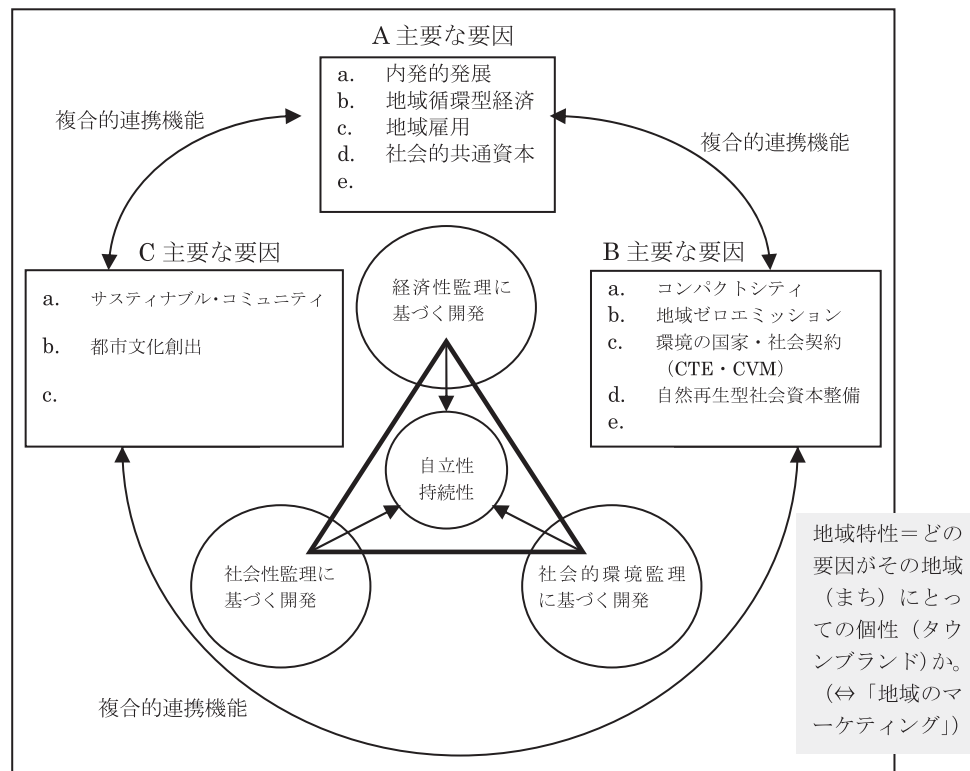
2 「地域を活性化する為の仕組み」の基本論と応用的展開

私が研究科長を務める札幌学院大学大学院地域社会マネジメント研究科は、「地域を活性化する為の仕組み」を研究し、同時に社会人を中心とする大学院生の実践的教育に当たってきました。私達の基本的な戦略的論拠（立ち位置）は、「サステナブル・デベロップメント構造」と「新しい公」を生み出す為の仕組み＝「NEW PPP」（ブレア前イギリス首相が打ち出したPPP¹とは少しニュアンスの異なる新らたな衣を纏ったPPPの体制）をいかにして具現化していくかという2点にあります。

「サステナブル・デベロップメント構造」はヨーロッパにおいて成功モデルとされるストラスブル（フランス）、フライブルグ（ドイツ）、ビルバオ（スペイン）等の都市・地域戦略の軸として応用されています。これは大分前になりますが本誌（調査レポート131-132号）で少し詳しく紹介しておりますのでこちらを参考にしていきたいと思います。ここでは改めて「自立・持続的地域展開（サステナブル・ディベロップメント）」の構造（図—1）を掲載いたしますので「サステナブル・デベロップメント」の基本構造について今一度理解をしておいてい

1 PPP：Public/Private Partnership（公民連携）

図—1 「自立・持続的地域展開（サステナブル・ディベロップメント）」の構造



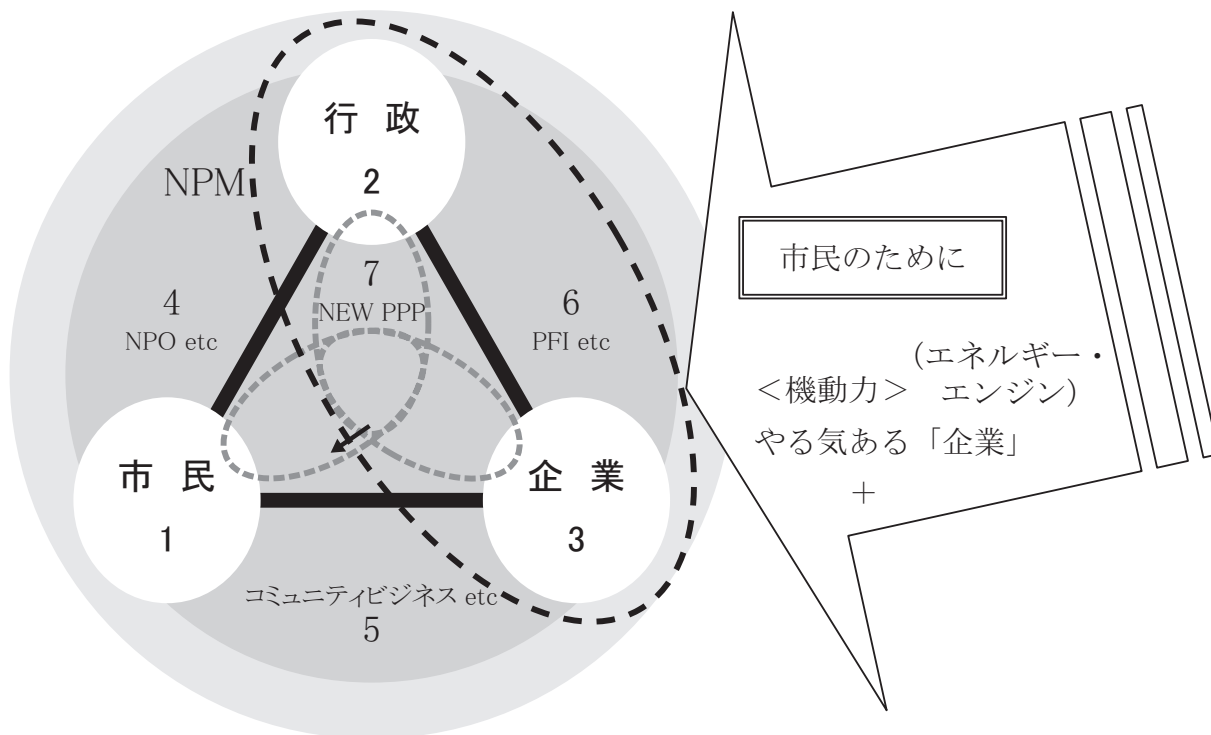
ただきたいと思います。結論から言いますとこの図は「経済・環境・社会」の3領域（分野）が相互において均衡性を構築することが重要であることを示しています。

ストラスブールでは「生活空間の磁場」として発信された「都市環境と文化」に主軸を置いた都市・地域政策により、またフライブルグは「世界の環境首都」というアピール（発信力）とこの活動から派生的に発展した「産業ツリー」と呼ばれる産業戦略により、さらにビルバオは「創造都市論の展開」を武器として、いずれも極度に衰退していた都市活力を再生した成功モデルの代表格です。

これらの代表例に拘わらず、それぞれの国・地域や時代背景によっても「サステナブル・ディベロップメント」において3つの内のどの領域により重点を置くかは自ずと異なってくる事になると思いますが、私自身のこの数年間の経験則からすると、相互の均衡性を実効性のあるものとして構築するにはやはり経済の監理が主軸になるのではないかと考えています。経済監理の主要要因には地域循環型経済・地域雇用・社会的共通資本・内発的发展等（図1参照）がありますが、地方都市の現状を打破していくためには、この中でも特に地域雇用に創り出していくことが強く望まれていくのではないのでしょうか。このことに関しては、高向札幌商工会議所会頭が、近著「北海道経済の針路」の中で「北海道という地域を元気にするために起業化が重要である」ということを強調している点からも間違いの無い方向であると考えています。

もう一方の柱である「NEW PPP」においても、私自身のなかであって従来の主張とはニュー

図一 2 NEW PPPにおける企業力の役割と責務（官との協働）



ンスの少し異なる図一2に示すような仕組みが不可欠であると認識し始めています。

誤解が生じないように敢えて言わせて戴くと、飽く迄も地域の主役は市民にありますがこの主役が踊る舞台（基盤となる地域）を存続（活性化）させるためには、先ず仕掛けのエネルギー（エンジン）が必要となること、そしてそのエネルギー（エンジン）は企業力（地域企業）を中軸とする官民協働であると確信するようになりました。

今回のレポートを起稿し始めた直後には、アメリカにおけるサブプライムローン問題を契機とした「100年に一度の経済危機」ともされる今回の世界的規模の不況が起きました。この状況打破の先導的政策としてオバマ大統領は「グリーン・ニューディール」政策を打ち出しました。遅ればせながら日本政府においても「日本版グリーン・ニューディール」の構築が必要であるとする姿勢を打ち出しています。これは改めて言及するまでも無く「新産業業態の創造と雇用創出」を骨子とする政策であると思います。これは自然再生エネルギー分野、特に太陽光エネルギーの再生に関連する技術確立と関連産業のスパイラル的拡大と雇用者の増加を骨子としています。

我々にとってもこの「日本型グリーンニューディール」をいち早く具現化し、地域にも恩恵を循環させてもらうことを、心底希求しているところです。

「地域の活性化は他人待ちではなく、地域は地域での自助努力が必要である。」と言われることも間違いの無い事だと思いますが、地域（地方）で太陽光発電の技術開発・移転が直ぐにでも

できるかといったらそうはならないと思います。地域活性化に不可欠とされる「ヒト・モノ・カネ・情報」についても地方に行けば行くほどさまざまな制約が存在するのが現状ではないでしょうか。

当然この政策が成果をもたらし、地域（地方）に恩恵が遡及してくるのには相当数の日時が掛かることが予測されますから、思惑をはるかに超えたスピードで疲弊が進行する地域ではこの成果を待つ猶予は無い状況にもあります。国としての大胆なパラダイムシフトに大きな期待を持つ一方において、大きな政策展開との連動を見据えつつも、やはり確実に並行して「スモールグリーン・ニューディール」ともいえるそれぞれの地域特性に照らした地域雇用の創出を軸とする地域活性化のプログラムづくりが必須と考えています。従って、今回の経済不況と言う不測の事態が覆いかぶさっても、私達が追求し続けてきている「地域を活性化する為の仕組み」の方向軸にはいささかなりともの揺らぎは無いことを再認識し本稿の執筆を継続させました。

3 戦略的実践プログラム構築の実際

大学キャンパスがE市にあることもあり、私自身も一昨年度よりこの「地域活性化プラン策定」を中核となって構築していく立場におかれまして。

前章で総括しておりますように、私達の立ち位置は「サステイナブル・デベロップメント」と「NEW PPP」であり、かつ近年においては特に経済性監理と地域企業と行政の協働関係を重視した仕組みを希求してきました。

ここでは、このような論理的バックボーンを武器として、いかにE市の地域活性化を展開させていくのか。この命題を具現化するために、私が地域関係者（行政・商工会議所等）と協働して推進したプロジェクトを事例として紹介していきたいと思います。そして、この事例策定のプロセスが他の地域の計画づくりに際しての何かしらの参考に資していければ幸甚と考えています。

当然のことながら各地域には各地域の背景、条件、特性がありますから、全てがE市のやり方に当てはまるのかということとはあり得ません。しかし、どの地域でもここに示す枠組みの応用編として対応していけることが可能だと考えています。

3-1 プロジェクトの全体構造

これまでに言及してきましたように地域活性化には経済性監理、特に地域雇用の創出、充足とエンジン（＝地域企業と行政の協働）が不可欠としてきましたが、この要因を実現させるために先ず試みたことは、国の政策をリストアップし使える仕組みを検証することでした。

このリストアップされた国の政策の組み合わせにおいて、いくつかのケースを想定する中で、我々はE市の最適解として、図-3に示す構造を構築しました。

これは、「1. 地域再生計画」・「2. 地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）」・「3. 地域雇用実現事業」という3つの事業の連続性から構成されています。

と思いますが、以下の章において骨格となる「1. 地域再生計画」「2. 新パッケージ事業」「3. 地域雇用実現事業」各々について少し詳しく解説をしていきたいと思います。

3-2 「地域再生計画」

先ずはどの地域においても地域再生計画は確実に策定することが望まれます。もし既に策定し終わっていたとしても、時間がたってしまうことにより地域を取り巻く環境が変化してしまっている場合には再度策定し直すべきであると思います。

「地域再生計画策定」を基本軸として、そこからそれぞれの地域が希求する領域、方向に展開を図っていくことが一番の近道ではないでしょうか。今回のように地域雇用という道筋に展開しない場合でも「地域再生計画」はどの地域においても早い機会に策定しておくことが必要だと思われます。

今回のE市の「地域再生計画策定」の手順及びポイントについて、要約してお示ししておきたいと思います。各々の地域における地域再生計画策定の際の参考にして下さい。

手順—1 SWOT分析による地域資源の再分析と評価の実施

地域再生計画の策定に先立って、当然地域をよく知っておくことが不可欠となります。我々はこのための手法としてSWOT分析を選択しました。

SWOT分析は戦略構築時に良く使われる手法です。

SWOT分析は外部環境分析（機会＝Opportunity、脅威＝Threat）、内部環境分析（強み＝Strength、弱み＝Weakness）の4要素から構成されています。この4要素の頭文字をとってSWOT分析と呼ばれています。

ややもするとどうしても思い入れを持つ分、主観的価値観に陥りがちな事案を、「より客観的に」見つめ直すことが出来る有効的な手法です。

E市のSWOT分析による地域資源の再分析と評価の結果からは、機会・強みにおける優位点として、

- ・大規模な森林地域があること
- ・優良な農業生産地があること
- ・一部に全国ベースとなりうる地域企業があること
- ・大マーケット・札幌に近接すること

等が位置付けられています。

手順—2 トrendの分析と戦略的キーワードの選択

上記SWOT分析の結論から、地域をパラダイムシフトさせるためいかなるレバー（槌）を適用するか応用するか。この選択がある意味での力の発揮どころといえます。当事者のスキルを問われるポイントと言い換える事も出来ると思います。

このレバー（槌）はどのように選択するのか。私はレバー（槌）の選択はトレンド的なキーワードの中から選択することが有効だと考えています。但し、ある条件、状況の下で、各々の人（当事者）が把握している多言語の中からどのキーワードを選択するのか。言い換えれば、暗黙知の認識知への変換行為を円滑にかつ正確に行うことが出来るのか。このスキルを当事者が持ちうるか否かによって全体像や戦略の方向が異なってくるのではないのでしょうか。変換能力に係わるスキル、これもまた重要なポイントなのだと思います。

E市でのSWOT分析を解説し、私は「環境」「LOHAS」「身土不二」という3つの第1次的なキーワードをここに当て込みました。同時に弱み・脅威として、この地域から産出される1次産品にあっては一部に全国ベースとなりつつあるもの（小麦—ハルユタカ）がありますが、総体としてはマーケットにおいて限界があることも明確になっています。

このような背景的条件を輻輳化し議論を重ねていく中で、最終的な戦略的キーワードとして「地域ブランド」と「ソーシャル・キャピタル」に到達しました。

この「地域ブランド」と「ソーシャル・キャピタル」をレバー（槌）として位置づける事によって、E市の地域再生計画を構築していくこととしました。

手順—3 上位計画と展開計画（下位計画）の相関性（フィードバック機能の重要性）

図—3をもう一度ご覧ください。ここから読み取れますように先ずは、地域再生計画が策定され、次のステージにおいてこの地域再生計画の骨子を受けて各パートの政策展開（当地区の場合は新パッケージ事業）が図られていくことがオーソドックスな順序もしくは筋道です。E市の場合は地域活性化の主軸は地域雇用の拡充＝働く場の創出＝起業化および既存企業の新事業（業態）拡大にあるという命題があります。この命題実現のためにはどのような戦略を上位計画に逆算的に盛り込ませていけるか…。この発想力を持つことも重要なポイントだと思います。

具体的には、どう頑張っても関サバ・関アジ程のブランドにはなれない地域資源・第1次産品をいかにしてトレンド的なマーケットに乗せていけるか。これがE市の地域課題の一つでもあります。

この課題解決について世界における成功モデルから学べる事は多くありますが、この地域に応用すべきと考えられるのは『「まち全体が環境に配慮した生き方を希求しているとすれば、そのまちから産出されるものは安心安全である」というメッセージの発信が不可欠である』・「ここだけでなければと評価が固まった以外の地域産出品を生かすには、先ずは地域そのものをブランド化して、地域を露出させることが有効である」という戦略です。

同時に、私は「地域再生計画とパッケージ事業が対でなければならない」という国の制度上の縛りはチャンスとして捉えました。

地方都市の活性化の為にはサードイタリアモデル²ともいわれている地域産業構造（エミリアン・モデル等）のような「地域が支える産業構造」の存在が不可欠です。

翻って地域再生計画の策定は法の規定上、市民の合意形成を図ることが前提となっています。

2 サードイタリアモデル：北部工業地帯と南部農業地帯と区別し、中小企業や職人による伝統工芸が発達している各都市や地域のこと。

このために地域再生計画の策定過程においてその内容があらゆる機会を通じて市民に周知されていきます。従ってこの過程を通じ地域産業の重要性が、これまでは無関心に近かった領域で生活してきた市民層の間にも浸透していく可能性が生まれてきました。

まさに上手に活用すれば、E市においても「地域が支える産業構造の存在」を創り出していく可能性が出てきたと捉え、この仕組みを最大限に活用しました。

手順４ 地域再生計画の策定（決定）

以上の経緯を踏まえ、両者間（地域再生計画とパッケージ事業）のフィードバック作業を数度繰り返した結果、最終的に、

『2012 環境首都 E市』を旗印とし、以下の様なテーマ・主副構造を骨子とする地域再生計画」を策定し内閣府の承認を得ました。

これで、一気に本命の「(新) パッケージ事業」に突入することとなります。

テーマ：「2012年環境首都をテーマとする地域ブランド化」

主構造：「地域ブランド」

副構造：「環境共生のまちづくり」×「地域資源の産業化（6次産業の創出）」

【地域ブランド】

ここで念のためにE市での主構造としました「地域ブランド」について概説しておきたいと思っています。

ご承知かと思いますが、ブランドの語源は中世ヨーロッパにおいて牧畜業者が自らの所有する牛を他者のものと識別するために付けた焼印のことと言われています。

地域ブランドという概念が使われ始めたのは、定かとはされていないところもありますがおそらく、2000年～2001年の時期に地方都市で仕掛けられたプロジェクトにおいてその概念が一定の手法と実績を持って語られたのが初めではないかと言われています（四元正弘）。

さらに近年に至り関満博・遠山浩らにより地域ブランドの概念には①地域産出品のブランド化と②地域そのもののブランド化の2つの考え方があり、地域特性を考慮しこれを使い分けていく事の有効性が指摘され始めています。関満博・遠山浩の定義による代表例としてよく引き合いに出されるものを例示するとそれぞれの位置づけが明確になると思います。

1 地域産出品のブランド化

最も有名なものの一つに「関サバ・関アジ」があります。そのブランドたる理由は①瀬付き魚であること②独特の漁法と流通（一本釣り・面買い・活けじめ）③商品管理（商標登録・一匹ごとのシール張・特約加盟店の明記）にあります。

2 地域そのもののブランド化

これも最も知名度の高いものの事例として、旧湯布院町（現 由布市）、小布施町（長野県）、綾町（宮崎県）などがあります。小布施町は「エリアマネジメント」と言われる戦略手法でまちを活性化した成功事例です。綾町は「照葉樹林のまち」として発信を続け、有機農業をいち早く

推進した町として有名です。

このように地域ブランドについては様々な定義づけや読み解きがありますが、青木（学習院大学経済学部）は、地域ブランドの必要性和そのつくり方において留意すべきポイントとして次のように言及しています。

CHANGEとCHANCEの差はGとCにあります。GからTを取るとCになります。時代や状況の変化は工夫すれば将にチャンスなのだと捉えています。このCHANGEをCHANCEにどのように変えていくか。キーワードは『T』であり下記の3つの『T』を考えていく事だとしています。

取り去るべきT：Taboo（タブー）を取り除く

取り去ってはいけないT：Ties（人との絆）を持続させていく

見守るべきT：Trend（時代の流れ）を注視する・見逃さない

3-3 「地域再生計画」から実践的事業としての「地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）」への展開

地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）は厚生労働省の政策的事業だと理解しています。当地区の事業としては6次産業創出を目標像と位置づけ、環境ビジネス系・アグリビジネス系の起業化に向けた人材育成（企業家）と創出された雇用の場への就労（地域雇用の拡大）希望者のモチベーションアップおよびスキルアップに係わる人的育成を目的として組み立てられています。

平成20年度には人材育成メニュー枠で約170名のアウトカム³を確保してきています。

3-4 「地域雇用実現事業」への再展開

パッケージ事業実施機関でかつ実現の可能性が強く望める地域を対象とするという条件で地域雇用実現事業（厚労省）が創設されました。

我々は、「地域再生計画」、「地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）」と連続してきた仕掛けの具体的展開のためには確実にこの事業枠が不可欠と考え、この事業のタイトルを「地域資源を活かした6次産業の起業化と地域雇用創出」とし、本事業が補助事業として採択されるためには、事業性の確度が高いことや地域の特性が顕在化していること（他地域との差別化）が求められる事を見越し、図-3にあるように①地域資源活用・ハルユタカ麦稈紙②BDF③雪エネルギー④1・5次加工の4つの事業に決め込みを図り申請しました。

この結果、本件は無事採択され、現在事業実現のためテーマごとに関係する対象者等と具体的推進プログラムを作成中です。

他地域との競争に勝って採択された当該事業の枠組みにおけるインパクトポイントは、次の諸点にあったと自己分析しています。

1) マーケティングⅠとマーケティングⅡの2つのマーケティングの組み合わせ

3 アウトカム：国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響

実現可能性を探るためにはクライアント、試行使用者（エンドユーザーとのフィードバック的評価を含む）との地域における双方向のフィードバック行動が必須です。これがマーケティングⅠです。

さらに第1段階が成功して、ビジネスモデルとして確立（見極め）をする為には、大消費地（大都市圏等）をターゲットとした市場開発・マーケティング行動（マーケティングⅡ）が必須となってきます。

2）具体的展開のメニューの個性化

- ①有名ブランド：ハルユタカの市場拡大と関連商品へのブランド性の付加（特に麦稈紙）
- ②BDF使用対象は農機具の燃料。ここから「食の安全・安心」のストーリー（物語性）を生み出すことに繋げる。
- ④1・5次加工のマーケット：普通の販路では優位性は何も無い状況を踏まえ、対象を地域有名限定レストランや学生街だからこそ成立し得るキッチンビジネスへの直送をターゲットとする。

地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）、地域雇用実現事業ともに複数年度の事業であることもあり、現在は将に中間の峠に差し掛かったところに居ますので正直なところ成果の程は図りがたいところがあります。しかしながら地域活性化の具現化を可能とさせる地域雇用拡充に向けて、必ずや規模は小さくともいくつかの起業化とこれに繋がる企業化を実現させようと関係者一同気持ちを引き締めているところです。

最後になりますが、敢えてこの折に付言させていただきたいことがあります。

皆さんは果たして、このレポートの中で例示してきたところのいくつかの政策的事業についてご存知でしたでしょうか。

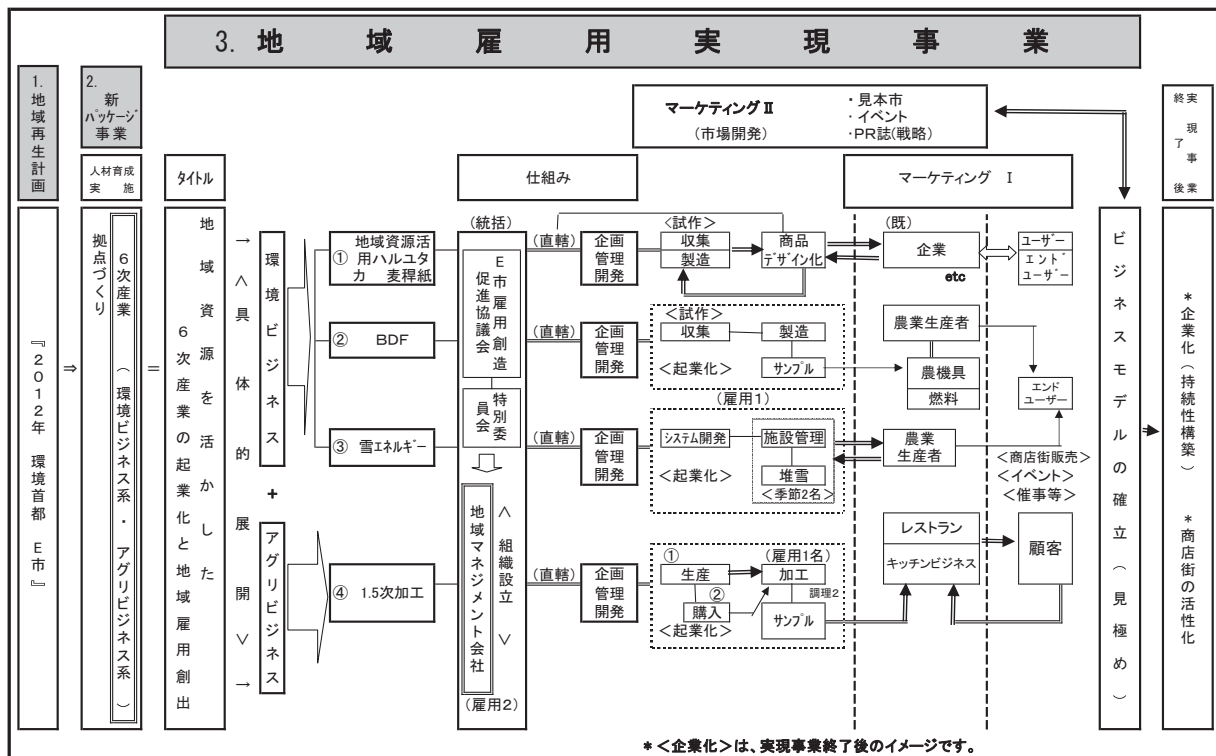
更に言えば本稿では触れてはいませんでしたが、皆さんにはかなり関係が深いと思われます経済産業省等が連携して力を入れ推進している「農商工連携事業」はご存知でしたでしょうか。

もし、これらをいずれもご存知が無いようでしたら、地域活性化の当事者として機能していただくべき地域の一員である以上に、企業家としての姿勢に問題は無かったのでしょうか。反論もある事を承知の上で敢えて俎上に乗せさせていただきたい問題だと思います。

翻って私自身の反省に立てば、長年の経験則から、まちづくり・地域活性化プランづくりに関しては、恐らく私の頭の中にあるだけのプロセスを他の人に十分に理解させないまま結論を示してきたことが殆どだったような気がしています。改めて本稿を書き下ろし、皆様にプロジェクトのスキームの構築手順をご説明できたことは、私にとっても暗黙知から形式知に至るプロセス（調査レポート131-132号を参照して下さい）を明確にすることの重要性を認識する機会でもありました。

一度このような形で整理して、皆様にお示しできる機会をいただいたことに深く感謝をいたしております。ご拝読ありがとうございました。

図ー3 プロジェクトの全体構造



前提として何故国の政策にアプローチするのか、理由は2点あります。1点目は補助事業として創設されている政策の目標像は、国、厳密に言えば関係省庁にストックされた過去の豊富な政策事例の積み上げに、軌道修正を施し、少なくともその時点にあって最も具現化に相応しいものとして地方に送られたメッセージだと考えられるからです。2点目は費用面においての支援が伴う事です。特にプロジェクトの始動期においてはこの費用面の支援は地域にとって大きな力となります。

言わずもがなの感もありますが、地域活性化という命題の解法を課せられた場合にあっては、対象とする地域が異なれば当然のことながら、仮にE市と限定した場合であっても、もし立案者が私でなければここに示したような「地域再生計画」～「地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）」～「地域雇用実現事業」というスキーム（手順）構築はでてこなかったのではないかと考えています。

仮に立案者がAさんであればXと言うスキーム（手順）が、BさんであればZというスキーム（手順）がでてくるのだと思われます。

果たしてどれが正解であったかを見極めるのには時間が必要なのだと思います。成否の結果は後の日に委ねるとして、これ以降私が取ったスキーム（手順）について概説していきたいと思います。

全体構造を示す図ー3を再度ご覧いただければ私達の狙いについて概ね理解していただけると

主要経済指標（１）

年月	鉱工業指数											
	生産指数				出荷指数				在庫指数			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	17年=100 季調値	前年同 月比(%)	17年=100 季調値	前年同 月比(%)	17年=100 季調値	前年同 月比(%)	17年=100 季調値	前年同 月比(%)	17年=100 季調値	前年同 月比(%)	17年=100 季調値	前年同 月比(%)
17年度	100.9	△ 0.1	100.7	1.6	100.4	0.9	101.0	2.2	105.1	5.1	97.0	2.5
18年度	103.9	3.0	105.3	4.6	104.7	4.3	105.3	4.3	105.3	0.2	98.6	1.6
19年度	r 104.2	0.3	108.1	2.7	r 104.2	△ 0.5	108.7	3.2	r 105.0	△ 0.3	100.5	1.9
20年度	r 96.2	△ 7.7	r 94.4	△ 12.7	r 98.3	△ 5.7	r 95.0	△ 12.6	r 103.2	△ 1.7	r 95.3	△ 5.2
20年 1～3月	r 105.2	1.0	109.5	2.4	r 107.3	2.4	110.5	3.2	r 102.8	△ 0.3	105.2	1.9
4～6月	r 104.3	0.7	108.1	0.8	r 106.2	3.6	108.4	1.0	r 101.1	2.3	106.2	2.6
7～9月	r 102.6	△ 0.5	104.6	△ 1.4	r 103.0	0.4	105.1	△ 1.5	r 102.5	1.9	107.7	3.1
10～12月	r 94.0	△ 9.9	92.8	△ 14.5	r 96.0	△ 7.8	93.5	△ 14.9	r 103.0	1.2	109.7	4.8
21年 1～3月	r 83.7	△ 21.6	r 72.3	△ 34.6	r 89.0	△ 18.1	r 73.9	△ 33.5	r 101.0	△ 1.7	r 99.8	△ 5.2
20年 4月	r 104.7	1.1	108.0	1.8	r 106.0	1.8	108.6	2.6	r 100.2	△ 2.7	104.7	1.0
5月	r 104.1	△ 0.1	109.3	0.9	r 105.8	2.4	109.7	1.5	r 100.4	△ 0.5	105.3	1.5
6月	r 104.2	1.2	107.1	△ 0.2	r 106.8	6.6	106.9	△ 0.8	r 101.1	2.3	106.2	2.6
7月	r 106.9	4.2	106.8	2.3	r 107.6	8.4	107.4	3.0	r 102.5	3.9	106.3	2.1
8月	r 102.1	△ 2.6	103.5	△ 7.2	r 101.7	△ 3.9	103.9	△ 7.1	r 103.0	3.8	106.1	1.7
9月	r 98.8	△ 3.0	103.6	0.4	r 99.7	△ 3.0	104.0	△ 0.5	r 102.5	1.9	107.7	3.1
10月	r 97.2	△ 6.3	100.1	△ 6.6	r 99.4	△ 3.8	100.9	△ 7.1	r 101.7	△ 0.2	108.9	4.4
11月	r 95.1	△ 11.3	93.1	△ 16.5	r 97.2	△ 8.8	93.6	△ 17.0	r 101.3	△ 1.8	109.5	4.3
12月	r 89.6	△ 12.3	85.3	△ 20.7	r 91.4	△ 10.8	86.0	△ 20.7	r 103.0	1.2	109.7	4.8
21年 1月	r 88.0	△ 17.3	76.7	△ 30.9	r 92.5	△ 13.7	76.7	△ 31.6	r 100.8	△ 3.1	108.0	2.8
2月	r 83.1	△ 24.4	69.5	△ 38.4	r 89.5	△ 22.0	72.0	△ 36.7	r 101.6	△ 0.4	103.5	△ 1.7
3月	r 80.0	△ 22.7	r 70.6	△ 34.2	r 85.0	△ 18.4	r 73.1	△ 32.4	r 101.0	△ 1.7	r 99.8	△ 5.2
4月	p 83.6	△ 20.2	p 74.3	△ 31.2	p 84.8	△ 20.0	p 74.8	△ 31.1	p 99.1	△ 1.1	p 97.1	△ 7.2
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 鉱工業生産指数の年度、前年同月比は原数値による。
■ 「p」は速報値、「r」は修正値。

年月	大型小売店販売額											
	大型店計				百貨店				スーパー			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)
17年度	987,733	△ 3.0	212,575	△ 1.7	350,746	△ 1.8	87,587	0.3	636,987	△ 3.7	124,989	△ 3.2
18年度	983,656	△ 1.6	211,745	△ 0.9	330,512	△ 2.6	86,108	△ 0.8	653,144	△ 1.1	125,637	△ 1.0
19年度	954,970	△ 2.6	212,525	△ 1.0	309,947	△ 3.5	84,287	△ 0.8	645,022	△ 2.1	128,238	△ 1.1
20年度	r 934,005	△ 5.6	r 206,603	△ 4.2	r 283,317	△ 6.5	r 78,442	△ 6.7	r 650,688	△ 5.2	r 128,160	△ 2.5
20年 1～3月	230,583	△ 2.9	52,009	△ 0.3	74,766	△ 3.3	20,459	△ 0.9	155,818	△ 2.7	31,551	0.1
4～6月	223,266	△ 5.7	50,649	△ 2.7	67,553	△ 7.0	19,220	△ 4.5	155,713	△ 5.0	31,429	△ 1.6
7～9月	223,689	△ 4.5	50,775	△ 2.0	69,945	△ 3.0	19,014	△ 3.2	153,744	△ 5.1	31,761	△ 1.3
10～12月	257,705	△ 5.8	56,078	△ 4.6	79,078	△ 7.4	22,095	△ 7.8	178,626	△ 5.1	33,983	△ 2.4
21年 1～3月	r 229,345	△ 6.3	r 49,101	△ 7.2	r 66,740	△ 8.3	r 18,114	△ 11.1	r 162,605	△ 5.4	r 30,987	△ 4.7
20年 4月	74,863	△ 5.3	16,801	△ 2.2	22,735	△ 5.8	6,375	△ 3.4	52,129	△ 5.0	10,426	△ 1.4
5月	74,421	△ 5.2	16,944	△ 2.0	22,491	△ 5.1	6,404	△ 2.5	51,930	△ 5.2	10,540	△ 1.7
6月	73,982	△ 6.5	16,904	△ 4.0	22,327	△ 9.9	6,442	△ 7.3	51,655	△ 4.9	10,462	△ 1.7
7月	78,519	△ 3.1	18,659	△ 0.7	25,940	△ 2.2	7,716	△ 2.3	52,579	△ 3.5	10,943	0.5
8月	74,895	△ 3.7	16,527	△ 2.2	21,788	△ 1.4	5,567	△ 2.9	53,107	△ 4.6	10,960	△ 1.8
9月	70,275	△ 6.8	15,589	△ 3.3	22,218	△ 5.4	5,731	△ 4.6	48,058	△ 7.5	9,858	△ 2.6
10月	75,189	△ 6.1	16,668	△ 4.3	23,091	△ 7.4	6,369	△ 6.9	52,098	△ 5.4	10,299	△ 2.6
11月	79,706	△ 3.8	17,820	△ 3.1	24,235	△ 5.9	7,068	△ 6.3	55,471	△ 2.7	10,752	△ 0.7
12月	102,809	△ 7.2	21,590	△ 6.2	31,752	△ 8.6	8,658	△ 9.6	71,057	△ 6.6	12,932	△ 3.6
21年 1月	80,732	△ 5.2	18,069	△ 5.5	24,610	△ 5.5	6,705	△ 9.2	56,122	△ 5.1	11,364	△ 3.1
2月	68,023	△ 5.6	14,518	△ 8.1	18,680	△ 7.1	5,144	△ 11.4	49,343	△ 5.0	9,374	△ 6.1
3月	r 80,590	△ 7.9	r 16,514	△ 8.2	r 23,450	△ 11.9	r 6,265	△ 12.9	r 57,140	△ 5.9	r 10,249	△ 4.9
4月	p 75,280	△ 6.1	p 15,963	△ 6.7	p 19,402	△ 10.8	p 5,611	△ 11.3	p 55,878	△ 4.1	p 10,352	△ 3.9
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 大型小売店販売額の前年同月比は既存店ベースによる。
■ 「p」は速報値、「r」は修正値。

主要経済指標（2）

年月	コンビニエンス・ストア販売額				消費者物価指数（総合）				円相場 (東京市場)	日経 平均 株価
	北海道		全国		北海道		全国			
	百万円	前 年 同 月 比(%)	億円	前 年 同 月 比(%)	12年＝100	前 年 同 月 比(%)	12年＝100	前 年 同 月 比(%)	円／ドル	円 (期) 末
17年度	416,611	△ 2.9	73,724	△ 2.5	100.1	△ 0.1	100.0	△ 0.2	113.26	17,060
18年度	414,921	△ 1.7	74,211	△ 2.0	100.5	0.5	100.2	0.3	116.94	17,288
19年度	408,292	△ 1.6	75,161	△ 0.9	101.1	0.6	100.6	0.3	114.20	12,526
20年度	430,624	4.8	80,556	5.4	102.5	1.4	101.7	1.1	100.46	8,110
20年 1～3 月	93,832	△ 1.1	17,798	△ 0.5	101.8	1.8	100.7	1.0	105.20	12,526
4～6 月	105,068	4.1	19,224	2.5	102.8	2.4	101.6	1.4	104.51	13,481
7～9 月	116,168	5.0	21,731	7.6	104.3	3.6	102.6	2.2	107.61	11,260
10～12 月	109,998	5.3	20,674	6.9	102.4	0.8	101.9	1.0	96.14	8,860
21年 1～3 月	99,390	4.8	18,927	4.2	100.6	△ 1.2	100.6	△ 0.1	93.59	8,110
20年 4 月	32,034	△ 0.2	6,118	△ 0.2	101.7	1.5	100.9	0.8	102.49	13,850
5 月	36,763	8.5	6,553	3.5	102.9	2.3	101.7	1.3	104.14	14,339
6 月	36,271	3.9	6,553	4.0	103.9	3.3	102.2	2.0	106.90	13,481
7 月	39,658	6.6	7,538	11.5	104.1	3.8	102.4	2.3	106.81	13,377
8 月	39,877	2.5	7,419	5.1	104.6	3.8	102.7	2.1	109.28	13,073
9 月	36,633	6.0	6,774	6.4	104.1	3.2	102.7	2.1	106.75	11,260
10 月	36,920	4.7	6,939	7.9	103.5	2.2	102.6	1.7	100.33	8,577
11 月	35,044	6.0	6,645	7.2	102.2	0.9	101.7	1.0	96.81	8,512
12 月	38,034	5.3	7,090	5.8	101.5	△ 0.6	101.3	0.4	91.28	8,860
21年 1 月	33,780	7.1	6,358	6.8	100.8	△ 1.1	100.7	0.0	90.41	7,994
2 月	30,887	2.0	5,882	2.0	100.5	△ 1.0	100.4	△ 0.1	92.50	7,568
3 月	34,723	5.2	6,688	3.9	100.6	△ 1.5	100.7	△ 0.3	97.87	8,110
4 月	34,055	4.9	6,513	4.0	100.1	△ 1.6	100.8	△ 0.1	99.00	8,828
資料	経済産業省、北海道経済産業局				総務省				日本銀行	日本経済新聞社

■コンビニエンス・ストア販売額の前年同月比は既存店ベースによる。

■年度及び四半期の数値は、月平均値。

■円相場は対米ドル、インターバンク中心相場の月中平均値。

年月	乗用車新車登録台数									
	北海道								全国	
	合計		普通車		小型車		軽乗用車		普・小・軽・計	
	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)
17年度	187,145	△ 1.3	46,153	△10.4	90,624	0.6	50,368	5.1	4,755,369	0.1
18年度	176,300	△ 5.8	43,780	△ 5.1	77,398	△14.6	55,122	9.4	4,557,330	△ 4.2
19年度	169,149	△ 4.1	48,440	10.6	71,557	△ 7.5	49,152	△10.8	4,390,344	△ 3.7
20年度	150,123	△11.2	39,145	△19.2	63,490	△11.3	47,488	△ 3.4	3,908,880	△11.0
20年 1～3月	49,905	△ 1.5	14,318	7.4	20,913	△ 2.8	14,674	△ 7.4	1,362,734	△ 0.7
4～6月	41,838	△ 3.9	11,098	0.4	18,284	△ 4.4	12,456	△ 6.7	965,895	△ 0.5
7～9月	40,048	△ 2.4	11,003	△ 9.5	17,503	0.2	11,542	1.1	1,035,859	△ 1.5
10～12月	29,509	△14.9	7,617	△30.2	11,973	△14.8	9,919	2.2	863,155	△14.2
21年 1～3月	38,728	△22.4	9,427	△34.2	15,730	△24.8	13,571	△ 7.5	1,043,971	△23.4
20年 4月	14,885	2.9	3,935	5.8	6,961	11.3	3,989	△11.3	305,847	5.4
5月	12,277	△ 9.0	3,249	△ 5.0	4,972	△11.1	4,056	△ 9.3	296,082	△ 3.6
6月	14,676	△ 5.8	3,914	0.0	6,351	△12.8	4,411	0.7	363,966	△ 2.5
7月	15,893	4.6	4,418	6.0	7,553	6.5	3,922	△ 0.2	383,258	7.0
8月	9,665	△ 8.9	2,482	△21.1	4,153	△ 6.0	3,030	△ 0.5	255,295	△ 8.0
9月	14,490	△ 4.9	4,103	△15.2	5,797	△ 2.6	4,590	3.2	397,306	△ 4.5
10月	11,591	△ 8.1	2,973	△25.4	4,750	△ 5.2	3,868	6.6	314,860	△ 6.3
11月	10,053	△20.3	2,485	△37.8	4,108	△24.7	3,460	9.4	295,751	△18.9
12月	7,865	△16.8	2,159	△26.5	3,115	△13.3	2,591	△11.2	252,544	△17.3
21年 1月	7,870	△19.2	1,833	△31.3	3,127	△23.1	2,910	△ 3.3	256,054	△20.0
2月	10,384	△24.6	2,368	△37.3	4,161	△27.6	3,855	△ 9.1	324,515	△24.4
3月	20,474	△22.4	5,226	△33.6	8,442	△23.9	6,806	△ 8.3	463,402	△24.5
4月	11,533	△22.5	2,703	△31.3	5,229	△24.9	3,601	△ 9.7	236,063	△22.8
資料	(注)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会									

主要経済指標（3）

年月	新設住宅着工戸数				公共工事請負金額				機械受注実績	
	北海道		全国		北海道		全国		全国	
	戸	前年同月比(%)	百戸	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)
17年度	53,048	10.2	12,494	4.7	1,068,858	△ 4.7	129,622	△ 5.6	124,897	5.6
18年度	49,946	△ 5.8	12,852	2.9	961,122	△10.1	122,838	△ 5.2	127,413	2.0
19年度	42,397	△15.1	10,356	△19.4	883,644	△ 8.1	117,818	△ 4.1	123,640	△ 3.0
20年度	36,050	△15.0	10,392	0.3	858,082	△ 2.9	117,951	0.1	106,168	△14.1
20年 1～3月	7,074	6.9	2,539	△ 9.0	118,643	△15.9	26,287	△ 5.2	33,459	0.8
4～6月	12,034	△24.7	2,897	△11.0	309,413	△ 6.7	28,444	△ 8.4	31,308	5.3
7～9月	12,022	34.4	2,913	40.2	283,636	△ 1.8	33,180	4.7	28,451	△ 6.9
10～12月	7,884	△24.1	2,586	4.1	124,729	△13.7	27,990	△ 2.8	22,803	△23.7
21年 1～3月	4,110	△41.9	1,996	△21.4	140,304	18.3	28,338	7.8	23,606	△29.4
20年 4月	3,591	△38.5	979	△ 8.7	124,792	△12.1	11,025	△ 4.7	9,353	0.5
5月	4,027	20.8	908	△ 6.5	74,803	△10.7	7,675	△ 9.6	9,929	5.1
6月	4,416	△35.3	1,009	△16.7	109,818	3.7	9,743	△11.3	12,026	9.7
7月	3,688	△ 5.0	972	19.0	115,230	△ 6.2	12,202	13.8	9,058	△ 4.7
8月	4,533	92.6	969	53.6	89,963	△ 2.3	9,253	△ 6.0	7,758	△13.0
9月	3,801	40.3	972	54.2	78,443	6.5	11,724	5.5	11,635	△ 4.2
10月	3,137	△ 9.5	921	19.8	61,201	△16.2	11,697	△ 0.4	7,524	△15.5
11月	2,801	△27.4	843	0.0	36,794	△ 8.2	8,443	△ 2.8	7,261	△27.7
12月	1,946	△36.4	822	△ 5.8	26,734	△14.9	7,850	△ 6.4	8,018	△26.8
21年 1月	822	△60.9	707	△18.7	19,154	27.8	6,019	1.9	5,745	△39.5
2月	1,337	△19.4	623	△24.9	15,856	61.6	6,349	△ 2.8	6,921	△30.1
3月	1,951	△41.1	666	△20.7	105,294	12.2	15,969	15.3	10,940	△22.2
4月	2,392	△33.4	662	△32.4	147,242	18.0	13,288	20.5	6,286	△32.8
資料	国土交通省				北海道建設業信用保証(株)				内閣府	

■船舶・電力を除く民需（原系列）。

年月	来道客数		有効求人倍率 (常用)		完全失業率		企業倒産件数 (負債総額1,000万円以上)			
	北海道		北海道	全国	北海道	全国	北海道		全国	
	千人	前年同月比(%)	倍 原数値		% 原数値		件	前年同月比(%)	件	前年同月比(%)
17年度	12,705	△ 0.6	0.53	0.94	5.3	4.4	555	△ 3.8	13,170	△ 0.1
18年度	13,082	3.0	0.53	1.02	5.4	4.1	546	△ 1.6	13,337	1.3
19年度	12,817	△ 2.0	0.51	0.97	5.2	3.8	610	11.7	14,366	7.7
20年度	12,253	△ 4.4	0.43	0.74	5.0	4.1	741	21.5	16,146	12.4
20年 1～3月	2,741	△ 1.5	0.52	0.99	5.6	4.0	168	5.7	3,715	8.0
4～6月	2,958	△ 1.5	0.44	0.82	5.0	4.0	187	8.7	3,829	5.9
7～9月	3,836	△ 4.8	0.45	0.81	4.9	4.0	190	37.7	4,034	16.4
10～12月	2,931	△ 3.7	0.43	0.75	4.3	3.9	189	43.2	4,068	13.9
21年 1～3月	2,528	△ 7.8	0.38	0.58	5.6	4.6	175	4.2	4,215	13.5
20年 4月	808	△ 1.5	0.46	0.86	↑	4.1	74	57.4	1,215	8.4
5月	1,027	0.2	0.43	0.81	5.0	4.0	60	△18.9	1,290	△ 1.5
6月	1,123	△ 3.0	0.44	0.79	↓	3.9	53	3.9	1,324	11.7
7月	1,172	△ 4.3	0.44	0.80	↑	3.8	72	38.5	1,372	12.9
8月	1,432	△ 4.8	0.45	0.81	4.9	4.1	58	16.0	1,254	4.2
9月	1,232	△ 5.2	0.47	0.82	↓	4.1	60	66.7	1,408	34.4
10月	1,144	△ 0.2	0.45	0.79	↑	3.8	58	23.4	1,429	13.4
11月	885	△ 6.5	0.43	0.75	4.3	3.9	57	14.0	1,277	5.2
12月	902	△ 5.2	0.41	0.72	↓	4.1	74	111.4	1,362	24.1
21年 1月	803	△ 4.3	0.39	0.65	↑	4.2	60	20.0	1,360	15.8
2月	785	△13.4	0.38	0.58	5.6	4.6	50	△ 7.4	1,318	10.3
3月	940	△ 5.5	0.38	0.52	↓	5.1	65	1.6	1,537	14.1
4月	723	△10.5	0.32	0.42	—	5.2	56	△24.3	1,329	9.3
資料	北海道観光振興機構		厚生労働省 北海道労働局		総務省		(株)東京商工リサーチ			

■年度および四半期の数値は月平均値。 ■北海道の年度は暦年値。

主要経済指標（４）

年月	通関実績							
	輸出				輸入			
	北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
17年度	263,598	9.8	682,902	10.6	965,145	29.0	605,113	20.1
18年度	324,578	23.1	774,606	13.4	1,263,781	30.9	684,473	13.1
19年度	381,447	17.5	851,134	9.9	1,387,592	9.8	749,581	9.5
20年度	r 377,073	△ 1.1	r 711,449	△16.4	r 1,552,392	11.9	r 718,716	△ 4.1
20年 1～3月	99,340	22.1	210,637	5.9	396,639	33.4	191,380	10.5
4～6月	106,976	14.3	208,484	1.8	474,124	67.1	199,444	11.2
7～9月	121,049	36.0	220,372	3.2	503,500	57.2	221,786	21.1
10～12月	85,362	△14.2	170,688	△23.1	355,992	△ 8.0	176,937	△ 9.5
21年 1～3月	r 63,686	△35.9	r 111,905	△46.9	r 218,776	△44.8	r 120,548	△37.0
20年 4月	35,414	8.4	68,895	3.9	135,061	32.6	64,307	12.2
5月	34,802	17.5	68,068	3.6	180,279	57.2	64,657	4.8
6月	36,760	17.5	71,521	△ 1.8	158,784	136.6	70,480	16.7
7月	43,748	43.9	76,245	7.9	151,943	56.6	75,426	18.2
8月	42,992	42.7	70,514	0.2	180,757	67.0	73,657	17.1
9月	34,309	20.4	73,613	1.5	170,800	48.4	72,703	28.8
10月	41,242	17.7	69,148	△ 7.9	157,942	36.5	69,900	7.4
11月	23,183	△29.4	53,235	△26.8	101,738	△27.1	55,510	△14.4
12月	20,937	△33.9	48,305	△35.0	96,312	△26.9	51,527	△21.5
21年 1月	20,545	△24.4	34,804	△45.7	78,355	△39.7	44,364	△31.9
2月	20,440	△42.6	35,264	△49.4	63,270	△52.0	34,437	△43.0
3月	r 22,701	△37.9	r 41,838	△45.5	r 77,151	△42.9	r 41,747	△36.6
4月	p 19,288	△45.5	p 41,958	△39.1	p 76,404	△43.4	p 41,281	△35.8
資料	財務省、函館税関							

■ 「p」は速報値、「r」は修正値。

年月	預貯金（国内銀行）							
	預金				貸出			
	北海道		全国		北海道		全国	
	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
17年度	123,160	△ 0.8	5,300,898	1.4	88,841	3.0	3,955,816	1.6
18年度	125,413	1.8	5,359,453	1.1	88,270	△ 0.6	3,992,094	0.9
19年度	127,342	1.5	5,502,137	2.7	88,966	0.8	4,048,894	1.4
20年度	129,951	2.0	5,647,019	2.6	91,056	2.3	4,222,593	4.3
20年 1～3月	127,342	1.5	5,502,137	2.7	88,966	0.8	4,048,894	1.4
4～6月	129,472	2.5	5,542,825	2.9	87,408	0.8	4,043,584	2.1
7～9月	128,029	1.7	5,493,950	2.3	88,989	1.8	4,062,625	1.8
10～12月	130,045	1.7	5,536,873	2.1	89,881	1.7	4,214,692	4.2
21年 1～3月	129,951	2.0	5,647,019	2.6	91,056	2.3	4,222,593	4.3
20年 4月	129,003	1.6	5,509,729	2.2	90,244	1.3	4,014,562	1.3
5月	128,255	2.5	5,499,151	1.6	89,160	1.8	4,025,335	2.1
6月	129,472	2.5	5,542,825	2.9	87,408	0.8	4,043,584	2.1
7月	128,358	2.1	5,487,749	2.0	87,793	1.1	4,038,685	2.2
8月	128,919	2.8	5,470,510	2.2	87,994	1.4	4,041,773	2.0
9月	128,029	1.7	5,493,950	2.3	88,989	1.8	4,062,625	1.8
10月	127,570	1.9	5,449,912	1.8	89,779	1.9	4,093,107	3.5
11月	128,481	2.1	5,516,316	1.6	90,330	3.4	4,136,396	4.2
12月	130,045	1.7	5,536,873	2.1	89,881	1.7	4,214,692	4.2
21年 1月	128,467	2.4	5,511,792	1.7	89,839	2.8	4,187,162	4.5
2月	129,683	3.2	5,556,952	2.2	90,499	3.5	4,194,769	4.5
3月	129,951	2.0	5,647,019	2.6	91,056	2.3	4,222,593	4.3
4月	131,202	1.7	5,640,730	2.4	91,355	1.2	4,179,719	4.1
資料	日本銀行							



調査レポート 2009.7月号 (No.156)
平成21年 (2009年) 6月発行
北洋銀行調査部
札幌市中央区大通西4丁目1番地
郵便番号 060-0042
電話 (011)261-1311
<http://www.hokuyobank.co.jp>



この印刷物は環境にやさしい「大豆インキ」
古紙配合率100%紙(表紙)古紙配合率70%紙(中面)を
使用しています。